

火災保険「ご契約内容のお知らせ」 お知らせのみかた

1 はじめに

◆この資料では、「ご契約内容のお知らせ」をご覧くださいにあたり、重要なポイントとなる「保険金額」「適用割引」「構造級別」についてご案内しております。

2 「保険金額」について

◆保険金額が保険の対象(建物・家財など)の評価額より少なすぎる(一部保険)または大きすぎる(超過保険)場合、十分に保険金が支払われなかったり、保険料のムダ払いとなったりします。

◆特に「評価基準が時価額基準である長期のご契約」では、時間の経過に従い評価額(時価額)が小さくなっていき、保険期間中途において保険金額が評価額を超えた状態(超過保険)となることがありますので、ご注意ください。

(※1)ご加入の火災保険の評価基準(再調達価額基準または時価額基準)は「ご契約内容のお知らせ」の「火災保険評価基準」をご覧ください。

再調達価額	同等の建物・家財等を新たに建築または購入するのに必要な金額(再取得費相当額)	時価額	再調達価額から、経年による劣化や使用による消耗分を差し引いた額
-------	--	-----	---------------------------------

(※2)現在における保険の対象の評価額は、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

損害発生時の評価額	〈例1〉	〈例2〉	〈例3〉
1,000万円	 <p>保険金額 500万円 →過小</p>	 <p>保険金額 1,000万円 →評価額どおり</p>	 <p>保険金額 1,500万円 →過大</p>

火災等の事故により400万円の損害が生じた場合、お支払いする損害保険金の額は以下ようになります。

【一部保険】	【全部保険】	【超過保険】
<p>評価額に対する保険金額の割合によって、保険金が削減して支払われます(比例払^(注1))。</p> <p>〈損害保険金〉</p> $= \text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{評価額} \times 80\% \text{ (注2)}}$ $= 400 \text{万円} \times \frac{500 \text{万円}}{1,000 \text{万円} \times 80\% \text{ (注2)}}$ <p>= 250万円</p>	<p>損害の額が、そのまま保険金として支払われます(実損払)。</p> <p>〈損害保険金〉</p> <p>= 400万円</p> <p>ムダがなく、万一の場合にも安心です(ただし、時価額基準の火災保険にご加入の場合、損害の額の算定にあたり劣化・消耗分があればこれを差し引きます。)</p>	<p>損害の額をそのまま保険金としてお支払いたします(実損払)が、評価額を超えて保険金をお支払することはできません。</p> <p>〈損害保険金〉</p> <p>= 400万円</p> <p>評価額を超えて設定された保険金額に相当する部分の保険料は、ムダ払いとなります。</p>

(注1) 価額協定保険特約をセットされたご契約等の場合は、原則として比例払とはなりません。ただし、その場合でも補償の限度は保険金額までとなります。
(注2) 係数(80%)はご加入の火災保険の種類等により異なります。

- 地震保険でお支払いする保険金の算出方法は上記と異なります。
- 同一の保険の対象に複数の火災保険をご契約の場合は、それぞれのご契約の保険金額を合算した額が評価額どおりとなっているかをご確認ください。

3 「構造級別」について

◆「構造級別」とは、建物の構造(柱、はり、外壁等)に応じて「燃えにくさ・壊れにくさ」を表す基準であり、保険料算出の重要な要素となります。

構造級別の判定手順

(平成26年5月現在)

	構造				構造級別	
	柱・はり	床	外壁	屋根	専用住宅	専用住宅以外
主なコンクリート造建物	コンクリート	コンクリート	コンクリート れんが コンクリートブロック 石	コンクリート	A構造	特級
			上記以外の不燃材料	上記以外の不燃材料	A構造	1級
主な鉄骨造建物	耐火被覆鉄骨	耐火被覆鉄骨	不燃材料	不燃材料	A構造	1級
			1時間準耐火建築物	A構造	1級	
	防火被覆鉄骨	防火被覆鉄骨 防火被覆木骨	不燃材料 準不燃材料 不燃材料または準不燃材料で被覆されたもの	45分準耐火建築物	B構造	2級
			コンクリート れんが コンクリートブロック 石	{ 建築材料を問わない }	B構造	2級
鉄骨	{ 建築材料を問わない }	上記以外の不燃材料、準不燃材料、 不燃材料で被覆されたもの	{ 建築材料を問わない }	B構造	2級	
		木板 プラスチック板 布	{ 建築材料を問わない } ※小屋組は鉄骨	D構造	4級	
主な木造建物	防火被覆木骨	防火被覆鉄骨 防火被覆木骨	不燃材料 準不燃材料 不燃材料または準不燃材料で被覆されたもの	1時間準耐火建築物	A構造	1級
			45分準耐火建築物	B構造	2級	
	木骨	{ 建築材料を問わない }	コンクリート れんが コンクリートブロック 石	{ 建築材料を問わない }	B構造	2級
その他上記以外	土蔵造建物	建築確認申請書等で「耐火建築物」または「1時間準耐火建築物」であることが確認できるもの	上記以外の不燃材料、準不燃材料、 不燃材料で被覆されたもの	C構造	3級	
			建築確認申請書等で「準耐火建築物」であることが確認できるもの(1時間準耐火建築物を除く)	B構造	2級	
			その他(上記以外のもの) <例>柱・はり:木骨 外壁:木板張	D構造	4級	

(※1) 保険の種類によっては、構造級別を「耐火構造(A構造、B構造)」と「非耐火構造(C構造、D構造)」の2区分で表示しています。

(※2) 上記の手順に合致しないケースもございます。その場合、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

【用語のご説明】

耐火被覆	耐火力をもった不燃材料により覆うことをいいます。	1時間準耐火	通常の火災時に1時間以上耐える性能を有するものをいいます。
防火被覆	不燃材料または準不燃材料により覆うことをいいます。	45分準耐火	通常の火災時に45分以上耐える性能を有するものをいいます。

【主な建築材料】

コンクリート	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 軽量気泡コンクリート造(ALC造)、 押出成形セメント板等で造られたものをいいます。	不燃材料	モルタル、しっくい等の不燃性の建築材料をいいます。
		準不燃材料	木毛セメント板、木片セメント板等の不燃材料に 準ずる防火性能を有する建築材料をいいます。

◆下表に記載の各割引について、適用条件をすべて満たした場合にはその割引を適用することができます。

割引の適用には所定の確認資料のご提出が必要となるものがありますので、下表「ご提出いただく確認資料」をご覧ください。

○:適用可能な保険の種類 ●:適用可能な保険の種類(ただし保険の対象が家財のみの場合は割引適用できません。) 一:適用できない保険の種類

(平成26年5月現在)

主な保険の種類														主な割引の名称			適用条件(割引の適用には以下の(A)~(D)に記載された条件をすべて満たすことが必要です。)		ご提出いただく確認資料 詳細につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。			
ホームビカイチ 右記以外	共用部分 マンション	ローン団体 マンション 総合保険	住宅総合 保険	住宅火災 保険	金融機関 融資住宅等 火災保険	団地 保険	新団地 保険	積立 長期総合 保険	積立 生活総合 保険	積立 マンション 総合保険	積立 ホーム ライフ総合 保険	店舗 総合 保険	普通火災 保険(一般)	新シ ンセ ス ピ カ イ チ	地震 保険	(A) 保険期間の始期日(注1)	(B) 保険期間	(C) 構造級別など 「ご契約内容のお知らせ」で確認いただける条件 (特約がセットされている場合、「ご契約内容のお知らせ」の <主な特約等>に表示しております。)		(D) 左記(A)~(C)以外の条件		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	①	地震保険・建築年割引	平成13年10月1日以降 (地震保険の保険期間の始期日)	—	—	・昭和56年6月以降に新築された建物	・左記(D)が確認できる資料(例:建築確認書や建物登記簿謄本の写等の公的機関が発行する書類)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	②	地震保険・耐震等級割引	—	—	・「日本住宅性能表示基準」等に定められた耐震等級を有する建物	・左記(D)の耐震等級を確認できる資料(例:建設住宅性能評価書の写)	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	③	地震保険・免震建築物割引	平成19年10月1日以降 (地震保険の保険期間の始期日)	—	—	・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める免震建築物	・左記(D)が確認できる資料(例:建設住宅性能評価書の写、長期優良住宅の認定書類(認定通知書等)(注5)の写、フラット35Sの適合証明書の写(注6))
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	④	地震保険・耐震診断割引	—	—	・昭和56年6月1日に施行された建築基準法における耐震基準を満たす建物(建築年月は問いません)	—	
○	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	⑤	省令準耐火割引	平成11年6月1日以降 平成21年12月31日以前	—	C構造または3級	次のすべてを満たしている建物 ・昭和57年5月以降に建築された建物 ・(旧)住宅金融公庫法に定める準耐火構造の建物	・「省令準耐火構造」建物申告書 ・左記(D)が確認できる資料(例:設計仕様書・パンフレットの写、施工者やハウスメーカー等の証明書)
●	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	⑥	耐火性能割引(注2)	平成12年12月1日以降 平成21年12月31日以前	—	B構造または2級	・「耐火性能割引対象商品一覧」に該当する鉄骨造プレハブ住宅建物	—
●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑦	新長期・新築割引(注2)	平成16年5月1日以降 平成21年12月31日以前	6年以上	長期一括払(新価実損払)特約がセットされていること	次のすべてを満たしている建物 ・建物の新築年月から12ヶ月後の月末までに保険期間の始期日があること ・マンション戸室でないこと	・建物の新築年月が確認できる資料(例:建築確認書や建物登記簿謄本の写、施工者やハウスメーカー等の証明書)
●	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑧	A構造共同住宅割引	平成18年1月1日以降 平成21年12月31日以前	—	A構造	・戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある共同住宅建物全体(マンション戸室でないこと)。ただし長屋造建物を除く。	—
●	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑨	安全住宅割引(注2) (オール電化住宅)	平成18年5月1日以降 平成21年12月31日以前	—	A~D構造	・給湯、厨房、暖房設備のすべての熱源を電気のみでまかなっている建物(カセットコンロ・灯油暖房器具等の補助的使用は問いません)	・「安全住宅割引(オール電化住宅)」申告書 ・左記(D)が確認できる資料(例:設計仕様書・パンフレットの写、施工者やハウスメーカー等の証明書)
●	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑩	住宅用防災機器割引(注2)	平成19年4月1日以降 平成21年12月31日以前	—	A~D構造	・住宅用火災警報器など消防法施行令に定める住宅用防災機器等を設置している建物	・「住宅用防災機器割引」適用チェックシート ・左記(D)が確認できる資料(例:建設住宅性能評価書の写、機器・設備の保証書・取扱説明書の写)
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	⑪	住店総・価協・セキュリ ティー割引(注2)	平成13年7月1日以降 平成21年12月31日以前	5年以下	次のすべてを満たしている建物 ・価額協定保険(価協)特約がセットされていること ・地震保険または長期一括払特約(注3)がセットされていること ・団体扱(ローン利用者)特約がセットされていないこと	・警備業法の認定を受けた警備業者との間で警備契約が締結されている建物	—
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	⑫	住店総・価協・地震・長期一括 払割引(注2)	平成9年9月1日以降	5年以下	価額協定保険(価協)特約、地震保険および長期一括払特約(注3)がセットされていること	—	—
—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	⑬	長期年払割引(注2)	平成10年3月1日以降	—	長期年払特約(注4)がセットされていること	・契約締結時に保険金請求権に質権が設定されていること、または抵当権者特約もしくは団体扱(ローン利用者)特約がセットされていること	—
—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑭	団地・価協・地震・自動継続 または長期一括割引(注2)	平成9年9月1日以降 平成21年12月31日以前	5年以下	価額協定保険(価協)特約、地震保険および長期一括払特約(注3)がセットされていること	—	—
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	⑮	範囲割引(住店総・新長期・ ローン割引)(注2)	平成14年3月1日以降 平成21年12月31日以前	6年以上	長期一括払(新価実損払)特約がセットされていること	次のすべてを満たしている建物 ・金融機関からの購入資金借入れにより取得した建物 ・抵当権が設定された居住用建物	・左記(D)が確認できる「住店総・新長期・ローン割引」適用に関する告知書
●	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	⑯	空地割引(注2)	昭和51年4月1日以降 平成21年12月31日以前	—	2~4級	・四週に、下表の距離以上の空地がある建物(屋上建物、3級または4級の長屋造建物・共同住宅を除く)	—
●	○	○	—	—	○	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—	⑰	消火設備割引	昭和51年4月1日以降	—	特級または1~4級	次のすべてを満たしている建物 ・昼夜を問わず一定の常駐者がいること ・所定の消火設備(屋内消火栓、スプリンクラー設備等)が設置されていること (住宅用防災機器、消火器等はこの割引の対象とはなりません)	・消火設備の設置状況等を所定の資料で確認させていただきます(消火設備の種類によっては資料のご提出が必要です。)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	⑱	特約まとめて割引(注2)	平成17年6月1日以降	—	同一のご契約で次の特約のうち2つ以上の特約をセットしていること ○借家人賠償責任総合担保特約 ○休業損害担保特約 ○家賃担保特約(拡張危険担保) ○賠償責任担保特約	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	⑲	建物規模割引	平成17年6月1日以降	—	建物の保険金額が1億円以上であること	—	—

(注1)「ご契約内容のお知らせ」の「契約時の保険会社名」が三井海上火災保険、住友海上火災保険または三井ライフ損害保険の場合、保険期間の始期日の条件が異なります。詳細は「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

(注2)平成22年1月1日以降に保険期間の途中で割引の適用条件を満たした場合でも、これらの割引を適用することはできません。

(注3)「ご契約内容のお知らせ」の「払込方法」に「一時払」と表示しています。

(注4)「ご契約内容のお知らせ」の「払込方法」に「年払 口座振替」または「年払 直接集金」と表示しています。

(注5)地震保険の保険期間の始期日が平成23年7月1日以降の契約よりご使用いただけます。

(注6)地震保険の保険期間の始期日が平成26年7月1日以降の契約よりご使用いただけます。

※1 複数の割引の適用条件を満たす場合でも、 、 については、同じ色の割引のうちいずれか1つのみ適用できます。また、 のうち複数の割引が適用可能な場合には、それぞれの割引率を合算して10%が限度です。

※2 上表に記載のない保険の種類割引については、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

※3 割引は、将来において内容の変更や廃止等の見直しを行うことがあります。これに伴い、保険期間中においてお申出をいただいた場合でも、割引の適用ができなくなることがありますので、ご了承ください。

【耐火性能割引対象商品一覧】(保険期間の始期日によっては割引適用できない場合があります。)

(平成26年5月現在)

メーカー名	商品名
積水ハウス	〔戸建〕イズ・ステージ、イズ・アーバン、グルニエ・ダインJX、グルニエ・ダインNEO、グルニエ・ダインUX、グルニエ・ダインTX、ダインズ・バリュー、ダインズ・バリューⅡ、シェルテックバリュー、ウィズ・ダインAX、ウィズ・ダインMX、ベータ・ラボ、ビー・ダインズ〔3階建〕ピエナ、アービス3IN、シェルテックバリュー、ベータ・ラボ、ベレオ(注7)
旭化成	〔戸建〕ヘーベルハウス、ヘーベルメゾン
ミサワホーム	ミサワホームUC(鉄骨セラミック住宅またはHYBRID住宅)(注8)(注9) HYBRID-Z、HYBRID-A、HYBRID30、セラミスト、セラランティ、セラハーモニー、セラウエスト、セラミクス、セレクト、フリーサイズ、リミテッド2000、GENIUS、NEAT、DEBUT、(新)自由空間、地球人の家、太陽の家、蔵のある家、家族物語CX・TX・MX、愛情物語、優遊家族、チャイルダー、CX、CX2、CX3、MX、百年家族、幸福工房、九州名家、静かな家、都市物語、地球家族 ミサワホームUC-L(アパート) メゾン7
パナホーム	ソルビオスシリーズ(平成16年8月以降請負工事契約がなされた物件)
トヨタホーム	エスパシオGX

(注7)上記物件(積水ハウス・3階建住宅)については、防火地域内ではA構造または1級となり、耐火性能割引の対象外となります(防火地域に該当するか否かは建築確認申請書の第三面でご確認ください。)

(注8)各住宅ディーラーによって商品名が異なる場合があります。

(注9)上記商品名に該当する鉄骨造建物であっても、外壁にセラミックを使用していないものおよびミサワホームUC(またはUC-L)でないものは対象外となります。外壁にセラミックを使用しているかどうかは、パンフレット、設計図面等でご確認ください。ミサワホームUC(またはUC-L)に該当するか否かは、建築確認申請書に添付されている「型式部材等製造者認証書」または「認定書」によりご確認ください。